

■ 交付要綱8（3）に掲げる事業（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	72,751
			標準	69,287
		21人 ～ 40人	都市部	146,106
			標準	139,148
		41人 ～ 60人	都市部	243,585
			標準	231,986
		61人 ～ 80人	都市部	342,798
			標準	326,475
		81人 ～ 100人	都市部	441,107
			標準	420,102
		101人 ～ 120人	都市部	539,265
			標準	513,585
		121人以上	都市部	637,498
			標準	607,141
	訓練事業等整備加算		都市部	30,835
			標準	29,366
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	101,550
			標準	96,715
	短期入所整備加算		都市部	8,368
			標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,725	
		標準	9,262	
障害児相談支援整備加算		都市部	6,951	
		標準	6,620	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	4,629	
		標準	4,409	
小規模グループケア整備加算		都市部	14,927	
		標準	14,216	
避難スペース整備加算		都市部	26,839	
		標準	25,561	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	40,032
			標準	38,126
		21人 ～ 40人	都市部	80,592
			標準	76,754
		41人 ～ 60人	都市部	134,571
			標準	128,163
		61人 ～ 80人	都市部	189,078
			標準	180,074
		81人 ～ 100人	都市部	243,585
			標準	231,986
		101人 ～ 120人	都市部	297,414
			標準	283,251
		121人以上	都市部	352,071
			標準	335,306

<u>訓練事業等整備加算</u>	都市部	30,835
	標準	29,366
<u>大規模訓練設備等整備加算</u>	都市部	101,550
	標準	96,715
<u>短期入所整備加算</u>	都市部	8,368
	標準	7,970
<u>発達障害者支援センター整備加算</u>	都市部	9,725
	標準	9,262
<u>障害児相談支援整備加算</u>	都市部	6,951
	標準	6,620
<u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</u>	都市部	4,629
	標準	4,409
<u>避難スペース整備加算</u>	都市部	26,839
	標準	25,561
<u>増築整備（既存施設の現在定員の増員）</u>	都市部	20,054
	標準	19,099
<u>障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）</u>	都市部	6,951
	標準	6,620
<u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）</u>	都市部	4,629
	標準	4,409
<u>避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）</u>	都市部	26,839
	標準	25,561

（注） 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（●●年●月●日社援発第●●号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づいて行う場合	地震対策緊急計画に基づく事業の整備、地震緊急計画に基づく事業の整備、地震緊急計画に基づく事業の整備	津波避難対策緊急計画に基づく事業の整備	児童養護施設等の地域分散化事業を行う場合	産後ケア事業を行う施設の増築、増改築、増改築を行う場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	120	-	-	158	-	-	=
助産施設	1人当たり	194	291	-	256	-	-	=
乳児院	1人当たり	113	150	150	149	150	-	=
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	=
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	827	-	-	1,091	-	-	=
児童センター	1施設当たり	1,245	-	-	1,643	-	-	=
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	2,197	-	-	=
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	-	=
児童心理治療施設本体	1人当たり	201	-	268	265	-	-	=
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	=
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	=
職員養成施設	1人当たり	106	-	-	-	-	-	=
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	443	-	-	584	-	-	=
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	-	=
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	=
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	=
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	=
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	=
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	=
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	-	=
障害児入所施設	1施設当たり	8,688	17,663 15,509	11,632	11,560	=	=	9,552
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	9,122	18,546 16,284	12,213	12,138	=	=	10,029
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,365	15,509	5,816	5,600	=	=	4,798
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	4,584	16,284	6,107	5,880	=	=	5,038

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、布美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖 縄 振 興 計 画 に 基 づ け て 行 っ け る 事 業 場 合	地 震 策 略 緊 急 計 画 に 基 づ け て 行 っ け る 事 業 場 合	津 波 避 難 策 画 に 基 づ け て 行 っ け る 事 業 場 合	児 童 養 護 施 設 の 地 域 分 散 化 事 業 と して 行 っ け る 事 業 場 合	産 後 ケ ア 事 業 の 創 設、増 築、改 修 事 業 等 を 行 っ け る 事 業 場 合	公 害 防 止 策 略 事 業 と して 行 っ け る 事 業 場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	216	-	-	286	-	-	=
助産施設	1人当たり	364	546	-	480	-	-	=
乳児院	1人当たり	201	302	268	265	268	-	=
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1,129	-	993	-	-	=
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	1,234	-	-	1,629	-	-	=
児童センター	1施設当たり	1,860	-	-	2,455	-	-	=
大型児童センター	1施設当たり	2,484	-	-	3,280	-	-	=
児童養護施設	1人当たり	313	-	-	413	417	-	=
児童心理治療施設本体	1人当たり	379	-	505	500	-	-	=
児童自立支援施設	1人当たり	446	-	-	589	-	-	=
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	=
職員養成施設	1人当たり	194	-	-	-	-	-	=
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	=
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,638	-	-	2,163	-	-	=
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	=
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	=
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	=
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	=
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,049	-	-	1,385	-	1,399	=
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	959	-	-	1,266	-	-	=
障害児入所施設	1施設当たり	15,940	22,919	21,195	21,109	=	=	17,474
			21,195					
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	16,737	22,320	20,640	20,600	=	=	17,050
			20,640					
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	7,611	10,167	10,167	10,052	=	=	8,367
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	7,991	10,675	10,675	10,555	=	=	8,785

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,879
	<u>障害児入所施設</u>	15
	<u>消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)</u>	2,218
	<u>障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)</u>	29
	<u>消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)</u>	2,218
	<u>障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設</u>	7
児童厚生施設	4	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,048
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	235
	<u>屋内消火栓設備 (障害児施設等)</u>	
	<u>基本点数</u>	<u>359</u>
	<u>㎡当たり加算</u>	<u>1</u>
	<u>屋内消火栓箱設置数による加算</u>	<u>185</u>
	<u>パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)</u>	<u>278</u>

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	121	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づいて行う事業	地震対策緊急計画に基づく事業	津波避難対策緊急計画に基づく事業	児童養護施設等の地域分散化事業を行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	9,390	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6,233	-	-	8,227	-	-
子育て支援のための拠点施設	9,049	-	-	11,944	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9,049	-	-	11,944	-	-
一時預かり事業所	9,049	-	-	11,944	-	-
利用者支援事業所	9,049	-	-	11,944	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9,049	-	-	11,944	-	-
乳児院	-	12,521	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	14,086	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12,521	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設	-	-	-	12,395	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12,521	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12,521
<u>福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）</u>	9,118	=	=	=	=	=

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。